

消費税軽減税率計算に対応！

## ～弥生会計講座～

＜初級者対象・全4回 経理事務はパソコン会計でお手軽に＞

2019年10月1日から消費税率が10%へ引上げとなります。また同時に、消費税軽減税率制度が導入されます。同制度は、「酒類・外食を除く飲食料品」「週2回以上発行で定期購読される新聞」の消費税率を8%に据え置くものです。対象となる商品を取扱う事業者は、2つの税率に対応した経理処理をしなければなりません。適用税率ごとの区分経理が必要となり、事務負担の増加が予想されます。

本セミナーでは、消費税軽減税率に対応した会計ソフトを利用することにより、複数税率が混在する煩雑な計算を正確かつ簡単にできることを学びます。パソコンの活用で事務の効率化を図りましょう。

《日 時》 平成30年

9月／3日(月) 6日(木)

10日(月) 13日(木)

※各日とも18:30～21:30

《会 場》 下松商工会議所 2階会議室

《定 員》 15名

《受講料》 無料

《パソコン》 持込またはレンタル

(持込でない場合はこちらにて準備します)

※駐車可能台数は12台程度です。

なるべく、公共交通機関をご利用ください。

### 《研修内容・全4回》

- 1回目:「パソコン会計のメリットと弥生会計の使い方」…勘定科目・期首残高・消費税設定について
- 2回目:「自社データの作成と日常処理」…自社資料に基づいて日々の売上・経費等の入力と確認方法について
- 3回目:「日常運用方法と決算」…減価償却費計算を含む決算処理・消費税計算について
- 4回目:「経理事務のクラウド活用」…インターネット経由での会計処理の仕組みについてデモ体験

### 《講師紹介》

弥生会計公認インストラクター  
有限会社トータルビュー

藤原 浩信 氏

弥生会計をはじめ、パソコン関連のセミナー講師として広島県・山口県にて数多くの実績を持つ。

親しみやすい口調とわかりやすい説明で定評がある。エキスパートバンク及びミラサポ公認インストラクターとしても、中小事業者の指導に携わる。



### 《申込方法》

下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは電話にてお申込み下さい。

### 《問合せ・申込先》

下松商工会議所 (担当: 東、山根)

〒744-0008 下松市新川2丁目1番38号

TEL: 0833-41-1070

FAX: 0833-44-2022

9月開催 「弥生会計講座・全4回」 受講申込書

下松商工会議所 行 FAX: 0833-44-2022

申込日: 月 日

事業者名		TEL	
所在地		FAX	
業 種		従業員数	人
受講者氏名		パソコン持込	可 ・ 不可

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用する他、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。